

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の適用）

1. この moganadx SaaS サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、住友商事株式会社（以下「当社」という）が提供するソフトウェアサービス「moganadx SaaS サービス」（以下「本 SaaS サービス」といいます。）を利用されるお客様（以下「契約者」といいます。）が、本 SaaS サービスを利用する際の利用条件等について規定するものであり、契約者と当社との間の本 SaaS サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。
2. 契約者は、本 SaaS サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。

### 第2条（本規約の変更）

1. 当社は、法令の定めに基づき、契約者と個別に合意することなく、本規約を変更できるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約の変更を行う場合には、30日以上の予告期間をおいて、本 SaaS サービスに係る当社所定のホームページ（以下「moganadx ホームページ」といいます。）に掲載することにより、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を契約者に通知するものとし、効力発生日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

## 第2章 サービス利用契約

### 第3条（サービス利用契約の締結等）

1. 本 SaaS サービスの利用に関する契約（以下「サービス利用契約」といいます。）は、本 SaaS サービスのご利用を希望するお客様（以下「申込者」といいます。）が当社に本 SaaS サービスの利用に係る申込みを行い、当社がこれに対し承諾の通知を発信した時に成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容に同意のうえ申込みを行うものとし、申込者が申込みを行った時点で本規約の内容に同意したものとします。
2. 申込者は、サービス利用契約の申込みを行う場合、当社所定の申込書に、本 SaaS サービスの利用開始希望日及び利用を希望する本 SaaS サービスを記入のうえ当社に提出するものとし、当社は、前項の承諾の通知を発信する際、本 SaaS サービスの利用開始日（以下「サービス利用開始日」といいます。）を通知するものとします。
3. 当社は、申込者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると判断した場合には、サービス利用契約を締結しないことがあります。
  - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 申込者が当社に提供した情報に誤り又は記載漏れがあったとき
  - (3) 申込者が本 SaaS サービスの利用にかかる料金の支払を遅延したことがあるとき
  - (4) 本 SaaS サービスの提供が技術上困難なとき
  - (5) 申込者又は申込者の関連会社が過去に当社との契約に違反したことがあるとき

- (6) 第 28 条に定める表明、保証又は確約に反する事実又は行為があったとき
  - (7) 申込者が本 SaaS サービスと同等又は類似のサービスを提供しているとき
  - (8) 当社又は当社グループの業務の遂行に支障があるとき
  - (9) その他当社が不相当と判断したとき
4. サービス利用契約は、契約成立日における契約者及び当社間の合意を規定するものであり、サービス利用契約締結前に契約者と当社との間で取り交わした合意事項、各種資料、申し入れなどがサービス利用契約の内容と相違する場合は、サービス利用契約の内容が優先されるものとし、当社は、本 SaaS サービスに関して、サービス利用契約において合意した内容（本規約の内容を含みます。）以上の義務及び責任を負わないものとします。
5. 契約者は、第 2 項の申込書記載の事項につき変更があった場合、又はサービス利用契約の内容の変更を希望する場合、当該変更内容の適用を希望する 5 営業日前までに、当社所定の申込書に変更内容を記入のうえ当社に提出するものとします。当該変更内容は、当社が契約者に対して承諾の通知を発信した時に有効になり、契約者が当該変更の適用を希望する日以降で、当社が指定した日から締結済みのサービス利用契約に適用されるものとします。
6. 申込者が、当社が指定する特約店、代理店等の第三者（以下「販売会社」といいます。）を通じて本 SaaS サービスの利用を申し込む場合、本条に定める申込み、通知及び申込書の提出等は、当該販売会社を通じて行うものとし、当社が販売会社を通じて第 1 項に定める承諾の通知を発信したときに、申込者と当社との間でサービス利用契約が成立するものとします。この場合、申込者は、当該販売会社との間で本 SaaS サービスの利用に関する契約（以下「代理店サービス契約」といいます。）を別途締結するものとします。

#### 第 4 条（利用可能地域）

契約者は、サービス利用契約又は代理店サービス契約において定められた地域内に限り、本 SaaS サービスを利用することができるものとします。

#### 第 5 条（本 SaaS サービスの利用期間）

本 SaaS サービスの利用期間は、サービス利用開始日から 1 年間とし、サービス利用開始日の翌月から 3 か月間（以下「最低利用期間」といいます。）は本 SaaS サービスの利用を継続するものとします。ただし、本 SaaS サービスの利用期間満了の 1 か月前までに契約者又は当社から別段の意思表示のないときは、同一条件をもって、利用期間は 1 年間延長されるものとし、以後もまた同様とします。

#### 第 6 条（本 SaaS サービスの終了）

1. 契約者は、サービス利用契約の解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）の 1 か月前までに、当社所定の様式に従って当社に解約の申込を行うことにより、本 SaaS サービスの利用を終了することができるものとします。サービス利用契約は、解約希望日に、当社が契約者の本 SaaS サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者は、最低利用期間が経過する前に本 SaaS サービスの全部又は一部を中途解約する場合、当該月を含む最低利用期間満了までの残りの月分の本利用料金の金額を、中途解約料金として中途解約日までに当社（申込者が、当社が指定する販売会社を通じて本 SaaS サービス

- の利用を申し込んだ場合には、当該販売会社)に支払うものとします。
3. 当社は、契約者が次に掲げる各号のいずれかに1つでも該当したときは、契約者に何らの通知・催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
    - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
    - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
    - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき
    - (4) 清算、事業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
    - (5) 監督省庁から営業の取得・停止処分等を受けたとき、又は転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
    - (6) 本規約又はサービス利用契約に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき
    - (7) 第28条に定める表明、保証又は確約に反する事実又は行為があったとき
    - (8) その他の前各号に準ずる事由が発生したとき
  4. 契約者が前項各号のいずれかに該当したときは、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するものとします。
  5. 契約者は、第3項各号のいずれかに該当したことにより、当社がサービス利用契約の全部又は一部を解除したときには、契約者は、第2項に基づく中途解約料金を、直ちに当社に支払うものとします。

### 第3章 サービスの提供

#### 第7条 (本 SaaS サービスの提供)

1. 当社は契約者に対し、本規約およびサービス利用契約に基づき本 SaaS サービスを提供するものとします。
2. 本 SaaS サービスの内容は、moganadx ホームページに掲載される説明その他当社が契約者に交付する文書等(以下「サービス仕様書」といいます。)のとおりとします。

#### 第8条 (本 SaaS サービスの利用)

1. 本 SaaS サービスを利用するにあたっては、契約者は、自己の責任と費用において、サービス仕様書に定めるブラウザ、OS(オペレーティングシステム)、その他のコンピュータ環境(以下、併せて「クライアント環境」といいます。)を用意し、当社のコンピュータ設備(以下「当社サービス環境」といいます。)に接続するものとします。本 SaaS サービスの提供は、クライアント環境から当社サービス環境にネットワーク経由で接続することにより行われます。
2. 契約者による SaaS サービスの利用は、特段の定めのない限り、前項の方法により行われるものとし、契約者は、SaaS サービスの利用のために、データセンターに立ち入り等することはできないものとします。
3. 契約者は、サービス利用契約、本規約その他当社が別途提示する利用条件の内容を遵守し、これらに従って本 SaaS サービスを利用するものとします。

#### 第9条（本 SaaS サービスの提供時間帯）

1. 当社は、本 SaaS サービスの円滑な運営及び提供のために、本 SaaS サービスのメンテナンス（以下「通常メンテナンス」といいます。）を実施することがあり、通常メンテナンスの実施のために本 SaaS サービスの提供を一時的に中断することがあります。当社は、通常メンテナンスを実施する場合、当該実施日の 30 日前までに、本 SaaS サービスの通知機能を用いて、通常メンテナンスを実施する旨を、当該通常メンテナンスの対象となる契約者に通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本 SaaS サービスの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」といいます。）を実施するために本 SaaS サービスの提供を一時的に中断することがあります。当社は、当該緊急メンテナンスの実施後速やかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、本 SaaS サービスの通知機能を用いて、当該緊急メンテナンスの対象となった契約者に報告するものとします。
3. 当社は、通常メンテナンス又は緊急メンテナンスの実施により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、当社が本 SaaS サービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社の求めに応じ、当社に速やかに提供するものとします。
2. 契約者は、本 SaaS サービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下「担当者」といいます。）を定め、当社所定の方法により、その氏名及び連絡先に関する情報（以下「担当者情報」といいます。）を当社に通知するものとします。契約者は、担当者に変更となった場合は、直ちに変更後の担当者に関する担当者情報を、当社所定の方法により通知するものとします。
3. 本 SaaS サービスの利用に関する契約者と当社との間の連絡は、すべて担当者を通じて行うものとします。
4. 契約者は、本 SaaS サービスの各種アカウントの利用が、当社が別に定めるサービス仕様書に定められる不当なアカウント利用とならないように、自己の責任において、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。契約者は、当社が、契約者のアカウントの管理状況を把握するために、アカウントの利用状況を確認することをあらかじめ了解するものとし、不当なアカウント利用が確認された場合には、確認された利用期間分の利用料を、本利用料金とは別途支払うものとします。
5. 契約者は、本 SaaS サービス導入支援作業等の実施時には、当該作業等を円滑に行えるよう、必要に応じて作業場所や契約者のクライアント環境、ネットワークなどを無償で提供することとします。

#### 第11条（本 SaaS サービスに関する問い合わせ）

1. 契約者は、本 SaaS サービスに関する仕様若しくは操作方法に関する問い合わせ事項、又は本 SaaS サービスが正常に動作しない場合における原因調査の要請、回避措置に関する問い合わせ事項がある場合、担当者を通じて当社に問い合わせを行うものとします。問い合わせの受

付・回答方法、及び受付時間帯・回答時間帯・対応時間帯はサービス仕様書に記載のとおりとします。

2. 当社は、契約者が個別に導入したサービス及びソフトウェアに関する問い合わせ、本 SaaS サービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社が本 SaaS サービスの一部として提供しているものを除きます。）に対する問い合わせ、並びに当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に定める事項以外の問い合わせの受付その他のサポートは行いません。

#### 第12条（再委託）

1. 当社は、サービス利用契約に基づき提供する本 SaaS サービスに関する作業・業務の全部又は一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業・業務の結果については、当社が一切の責任を負うものとします。
3. 当社は、組織再編、事業譲渡その他の事由により、本 SaaS サービスに係る事業及び当社の利用契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転させることができ、契約者は、かかる移転につき予め承諾するものとします。この場合、当社が本 SaaS サービスの提供のために保有している契約者の情報は、本 SaaS サービスの提供に必要な範囲で当該第三者に移転します。

#### 第13条（本 SaaS サービスにかかる著作権等）

1. 本 SaaS サービスにおいて当社が提供するソフトウェア及びコンテンツ等に関する著作権、商標権等を含む知的財産権その他一切の権利（以下「本知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権利を有する第三者に帰属するものであり、契約者は、本知的財産権等を取得するものではなく、当該ソフトウェア及びコンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等を行うことはできないものとします。
2. 当社は、本 SaaS サービスにおいて契約者が当社サービス環境に登録したコンテンツ等を、当社が本 SaaS サービスを運営・提供する目的に限り、当社サービス環境上において複製・翻案・自動公衆送信（送信可能化を含む）等を行うことができるものとします。
3. 契約者により本 SaaS サービスの利用に関連して提供されたデータを用いて当社が作出したデータの知的財産権の一切は当社に帰属し、当社が何ら制限なく自由に利用できるものとします。

#### 第14条（データの取扱い）

1. 当社は、契約者が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のバックアップを当該契約期間に渡り保持し、また契約者から要請を受け、これを当社が受諾する場合には、その時点から7日前までの任意の時に遡り、当該データの復元を行うことができるものとします。但し、当社は当該バックアップによって取得されるデータの内容について一切責任を負わないものとします。
2. 契約者は、サービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータ等を、自己の責任と費用において、必要に応じてダウンロードする等して取得するものとします。サービス利用契約の終了後においては、契約者は、終了前に当社サービス環境に登

録・保存したデータ等を、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

3. 当社は、本 SaaS サービス提供の過程で取得した、本 SaaS サービスの利用状況、利用頻度、その他契約者の本 SaaS サービスの利用に関するデータ（個人情報を除きます。）について、自らのサービスの開発、品質若しくは機能の改善又は統計情報の取得を目的として使用又は利用できるものとします。

#### 第 15 条（禁止事項）

1. 契約者は、本 SaaS サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。
  - (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等を含む知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (2) 当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (3) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設する行為又はこれを勧誘する行為
  - (4) 当社若しくは第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
  - (5) 当社若しくは第三者になりすまして本 SaaS サービスを利用する行為
  - (6) 本 SaaS サービスのアカウントを貸与、譲渡又は売買その他方法を問わず第三者に利用させる行為
  - (7) 当社若しくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
  - (8) 本 SaaS サービスに係るソフトウェア等の一部を他のプログラムに組み込み、又は結合することを目的としたコンパイル等一切の行為
  - (9) 本 SaaS サービスに係るソフトウェア等を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアし、その他本 SaaS サービスに係るソフトウェア等のソースコード、アイデア等を解析又は分析等する行為
  - (10) 本 SaaS サービスに対してバグ又は過度な負担を生じさせる行為
  - (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信若しくは掲載し、又は第三者が受信可能な状態にしておく行為
  - (12) 前各号の他、法令若しくは公序良俗に違反する行為、当社の信用を毀損し、若しくは当社の財産を侵害する行為、第三者に不利益を与える行為又はこれらの恐れのある行為
  - (13) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含む。）が見られるデータ等へリンクを貼る行為
  - (14) 本規約第 28 条に違反する行為
  - (15) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたと判断した場合、契約者への事前の通知なしに、本 SaaS サービスの提供の停止・中断、契約者が送信又は表示する情報の一部若しくは全部の削除または不表示、又は第 6 条第 3 項に基づくサービス利用契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

#### 第16条（契約者の責任）

1. 契約者は、本 SaaS サービスを利用するための ID、パスワード又はメールアドレスその他のアカウントに関する情報（以下「アカウント情報」といいます。）を、自己の責任において利用し、厳重に管理するものとし、当社は、契約者のアカウントを用いて行われた利用行為を、契約者による利用とみなすことができるものとし、アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任（追加的に発生した利用料金の支払いを含みます。）は契約者が負い、当社は一切責任を負わないものとし、
2. 契約者は、本 SaaS サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合若しくは第三者からクレーム等の請求がなされた場合、又は契約者が本 SaaS サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれら进行处理、解決するものとし、
3. 本 SaaS サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとし、

#### 第17条（セキュリティの確保）

1. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、当社サービス環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じる場合があります。但し、当社は、当該セキュリティ防護措置によって、当社サービス環境への不正なアクセス又は本 SaaS サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。
2. 当社は本 SaaS サービスの提供のために設置する当社設備等に対してまたはこれを利用して不正侵入を試みる通信、当社の設備等の破壊を試みる通信、及び本 SaaS サービスの利用不能等を試みる通信等（以下、併せて「攻撃的通信」といいます。）を検知するため、当社設備に侵入検知システム等（以下「IDS」といいます。）を設置する場合があります。当社は、IDS により、当社設備等に対して、又はこれを利用してなされる通信が、攻撃的通信であるか否かを判断するため、本 SaaS サービスと外部との通信の内容を確認することがあります。契約者は、IDS により、当社が当該通信の内容を確認することがあることを、あらかじめ了解するものとし、当社は、IDS により得られた攻撃的通信の記録の集計・分析を行い、統計資料を作成し、本 SaaS サービスの安全性向上等のために利用、処理します。また、契約者は、当社が作成した統計資料が、コンピュータセキュリティの研究、開発、改善、啓蒙その他の目的のために公表されることがあることを、了解するものとし、

#### 第18条（契約者情報）

1. 当社は、契約者が本 SaaS サービスに自ら登録・入力した、契約者に関する情報であってアクセス制御機能が施されているもの（以下「契約者情報」といいます。）を、契約者の同意なく参照、閲覧等して利用しません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者情報を、正当な範囲で参照・閲覧（当該各号において定める場合には第三者に開示することを含みます。）することがあるものとし、当社は、次の各号のいずれかに該当することにより参照・閲覧された契約者情報を、当該各号の定めに基づく参照・閲覧の目的以外に利用し

ないものとしします。

- (1) 刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において当該処分の範囲で開示する場合
- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
- (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合
- (4) 当社が本 SaaS サービスを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者情報を参照する場合

#### 第19条（秘密情報の取扱い）

1. 本規約において、「秘密情報」とは、以下の情報をいい、秘密情報を開示した当事者を「開示者」、秘密情報を受領した当事者を「受領者」というものとしします。
  - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方の業務上、技術上、販売上その他一切の情報
  - (2) 秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方の業務上、技術上、販売上その他一切の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式含む）で秘密である旨を提示された情報
  - (3) サービス利用契約の内容（ただし、本規約および [moganadx ホームページ](#) に掲載されている内容を除きます。）
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとしします。
  - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後受領者の責によらずして公知となったもの
  - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
  - (4) 開示された秘密情報によらずして、受領者が独自に開発したもの
3. 受領者は、開示者から開示された秘密情報の秘密を保持し、契約者においては本 SaaS サービスの利用のために、当社においては本 SaaS サービスの運営、提供及び開発等のため（以下、それぞれ「本目的」といいます。）にのみ使用するものとし、本目的のために知る必要のある自己並びに子会社の役員及び従業員（以下「許容開示先」といいます。）以外に開示、漏洩してはならないものとしします。また、秘密情報の開示のために開示者から受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含みます。）も秘密情報に含まれるものとし、受領者は秘密情報を自己の秘密情報と同等の方法によって保管管理するものとしします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、受領者は、開示者の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとしします。
  - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をと

ることを当該第三者に要求するものとします。

- (2) 弁護士、公認会計士等、法令上守秘義務を負う者に当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
  - (3) 当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、本 SaaS サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部又は一部を当該第三者に委託する場合
  - (4) 契約者が販売会社を通じてサービス利用契約を締結した場合であって、当社が当該販売会社に本目的のために秘密情報を提供する場合
5. 受領者は、本目的のために必要な範囲で秘密情報を複製することができるものとします。なお、秘密情報の複製物（以下本条において「複製物」といいます。）も秘密情報に含まれるものとします。
  6. 受領者は、開示者から要求があった場合、又はサービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物がある場合はこれらを含みます。）を開示者に返却又は破棄若しくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却又は破棄若しくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は1年間有効に存続するものとします。
  7. 受領者は、許容開示先に対して本条に定める内容と同等の秘密保持義務を課すものとし、許容開示先による秘密保持義務違反に関する一切の責任を負うものとします。
  8. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも1年間、有効に存続するものとします。

## 第20条（個人情報の取扱い）

1. 当社が契約者による本 SaaS サービスの利用に伴って取得した個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいいます。）については、当社が別途定める又は別途契約者に交付するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。
2. 前項に定める個人情報も秘密情報に含まれるものとします。

## 第21条（免責事項）

1. 本 SaaS サービスは、現状有姿で何らの保証なしに提供されるものであり、当社は、本 SaaS サービスの機能、性能及び表示内容についての正確性、信頼性、安全性（エラー等の発生、各種機能の正常な動作、問題が発生した際の修正、当アプリ及びサーバーへのコンピューターウイルスその他の有害物の侵入等を含みます。）、商業上の利用可能性及び第三者の権利を侵害していないこと等について明示的にも黙示的にも保証するものではありません。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者による本 SaaS サービスの利用に伴って生じるいかなる損害について、契約者に対して一切の責任を負いません。なお、次の各号に掲げる事由は、当社の責に帰すことができない事由に該当します（ただし、これらに限られません）。
  - (1) 通常メンテナンス及び緊急メンテナンスの実施
  - (2) 本規約に基づく本 SaaS サービスの提供の停止又は中断
  - (3) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
  - (4) 行政機関又は司法機関による業務を停止する旨の命令
  - (5) クライアント環境の不具合

- (6) 第三者が提供するソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS等)、データベース若しくはクラウドコンピューティングサービス等、ハードウェア又は電気通信設備等に起因するもの
  - (7) 本 SaaS サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合、または電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因するもの
  - (8) 契約者による不正な操作
  - (9) 第三者からの攻撃および不正行為
  - (10) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しなかったこと
  - (11) 再委託先の業務に関する事由であって、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がないもの
  - (12) その他当社の責に帰すことのできない事由
3. 当社は、当社の責に帰すべき事由によって、本 SaaS サービスの利用に伴って契約者に損害が生じた場合、契約者に現実に生じた直接かつ通常の範囲の損害に限り責任を負うものとし、過去 12 か月間に当社が受領した本利用料金相当額を超えて賠償する責任を負わないものとします。

## 第4章 利用料金

### 第22条 (サービス利用料金)

1. 当社は本 SaaS サービスの利用料金 (以下「本利用料金」といいます。) を本 SaaS サービスの利用テーマ、利用アカウント数、利用オプション、及び利用カスタマイズ内容 (以下それぞれを「利用プラン」といいます。) それぞれに応じて請求することができるものとし、各利用プランの月額料金はサービス利用契約に定めるとおりとします。
2. 契約者は、本利用料金並びに消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) 相当額を、本規約及び申込書に定める条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の前営業日を支払期日とします。
3. 本利用料金の確定及び計算方法は、次のとおりとします。
  - (1) 当社が確認した前月 1 か月間の利用プランに応じて、翌月 5 営業日目までに当社から契約者へ請求書及び請求明細を発行し、送付します。
  - (2) 請求書を受領した契約者は、請求内容に相違がないことを確認し、請求書記載の支払い期日までに当社の定める金融機関に当該利用料金を支払います。
  - (3) 契約者において、当社の請求明細に異議がある場合には、担当者から当社へ当該月の 10 営業日目までにその旨を通知するものとし、当社及び契約者は、その内容について協議するものとします。
  - (4) 契約者が月の途中で利用プランのいずれかを変更した場合であっても、当該月の本利用料金は日割りの計算はせず、前月利用された各利用プランについて、月額が最大となる利用料金を当該月の全日に適用して計算するものとします。
  - (5) 契約者は、任意のタイミングで各利用プランの変更を申し込むことができますが、当該

変更及び当該変更による利用プランが適用されるのは本規約第3条第5項に基づき定められた適用開始日とし、また、当該変更は適用開始日の属する月のみに適用されるものではなく、適用開始日以降の本 SaaS サービス契約について適用されるものとします。

4. 本利用料金にかかる消費税等相当額は、前項に基づき算出される、サービス利用契約全体で合算された本利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率を用いるものとします。
5. 本利用料金及び消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。
6. 申込者が、当社が指定する販売会社を通じて本 SaaS サービスの利用を申し込んだ場合、本利用料金の金額は代理店サービス契約に定めるとおりとし、契約者は、本利用料金及び消費税等相当額を、本規約及び代理店サービス契約に定める条件に従い、当該販売会社に支払うものとします。

#### 第23条（利用料金の支払条件）

1. 本利用料金の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
2. 契約者がサービス利用契約により生ずる自己の金銭債務（手形債務を含み、以下同じとします。）の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで金利12%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 契約者が本利用料金及び消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、本 SaaS サービスの提供を停止することができるものとします。

### 第5章 その他

#### 第24条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、当社の事前の承諾のない限り、サービス利用契約若しくは本規約上の地位又はサービス利用契約若しくは本規約に基づく権利若しくは義務について、第三者に譲渡若しくは移転し、貸与し、又は担保権を設定するなどの処分をすることはできないものとします。

#### 第25条（転売の禁止等）

1. 契約者は、当社の事前の承諾のない限り、第三者に対して本 SaaS サービスの全部又は一部について転売・再販売・サブライセンス等を行うことはできないものとし、また、正当な権限の範囲を超えて本 SaaS サービスを利用させないものとします。
2. 本規約は、第3条に定める手続に従い当社との間でのサービス利用契約を締結した契約者に適用されるものであり、申込者が、第3条に定める手続に拠らずに第三者との間で本 SaaS サービスの提供に関する契約を締結した場合には、本規約は適用されず、当社は、当該申込者による本 SaaS サービスの利用に関し、一切の責任を負いません。

#### 第26条（安全保障輸出管理）

契約者は、本 SaaS サービスに関連して外国為替及び外国貿易法（これに関連する政省令を含みます。）で規定する許可が必要な輸取引を行うときは、当社にその旨を事前に通知のうえ、自己の

責任において関連当局の所定の許可を取得するものとします。

#### 第27条（サービスの改廃）

1. 当社は、本 SaaS サービスの提供を停止又は廃止することがあります。その場合、当社は、3 か月の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の判断により、本 SaaS サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことがあります。当該追加、変更、改廃等の内容は、サービス仕様書及び moganadx ホームページに記載されます。当社は、本 SaaS サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うときには、30 日以上予告期間をもって、変更後の本 SaaS サービスの内容を、サービス仕様書及び moganadx ホームページに掲載します。
3. 当社は、前二項に基づく本 SaaS サービスの廃止又は内容の追加、変更、改廃等により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第28条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者及び当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自ら又はその役員（名称の如何を問わず、実質的に経営に参加していると認められる者をいいます。）又は、株主等であって実質的に会社を所有し、若しくは支配する者が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者
  - (2) 前号に記載する者に対し資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的でその関係を利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
  - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
  - (2) 違法行為や不当要求行為
  - (3) 相手方の業務を妨害する行為
  - (4) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第29条（ハイセイフティ用途）

契約者は、本 SaaS サービスが、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運航制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御等、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本 SaaS サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本 SaaS サービスを使用したことにより発生する、契約者又は第三者からのいかなる請求又は損害賠償に対しても当社は責任を負わない

ものとしします。

### 第30条（合意管轄）

本規約及びサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第31条（準拠法）

本規約及びサービス利用契約の準拠法は、日本法とします。

### 第32条（言語）

本規約は、日本語を正文とします。本規約について作成された翻訳文の内容について、日本語版との抵触又は矛盾がある場合、日本語版が優先するものとしします。

以上